# 令和6年第1回(3月)

川口市議会定例会

一 般 議 案

(議案第9号~議案第17号)

## 令和6年第1回(3月)川口市議会定例会議案目次(一般議案)

議案第	9 号	川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	1
議案第	10号	川口市ボランティア人づくり基金条例を廃止する条例	3
議案第	1 1 号	川口市文化振興基金条例を廃止する条例	4
議案第	1 2 号	川口市美術品等取得基金条例	5
議案第	1 3 号	川口市地域福祉基金条例を廃止する条例	6
議案第	1 4 号	川口市子ども未来創造基金条例	7
議案第	15号	川口市地球温暖化対策基金条例を廃止する条例	8
議案第	16号	川口市都市交通基盤整備基金条例を廃止する条例	9
議室第	1 7 号	川口市西川口駅周辺都市整備基金条例を廃止する条例1	0

#### 議案第 9 号

川口市戸籍法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市戸籍法等関係事務手数料条例(平成12年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同条第6号中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「の交付又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合を除く。
  - ) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号 の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14 年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に 規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号) 第1条の2に規定するものに限る。以下この条において「電子情報処理組織を 使用する方法」という。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う 場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により電子情報処理 組織を使用する方法により行われた場合に限る。)及び戸籍電子証明書提供用 識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証 明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍 証明書の請求を行う場合を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につ

き 400円

附則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月26日提出

## 議案第 10号

川口市ボランティア人づくり基金条例を廃止する条例 川口市ボランティア人づくり基金条例(平成15年条例第4号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

令和6年2月26日提出

## 議案第 11号

川口市文化振興基金条例を廃止する条例 川口市文化振興基金条例(平成18年条例第77号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

令和6年2月26日提出

#### 議案第 12号

川口市美術品等取得基金条例

(設置)

第1条 美術作品、美術に関する資料等の取得に関する事務を円滑かつ効率的に行 うため、川口市美術品等取得基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

- 第2条 基金の額は、10,000,000円とし、次に掲げる資金をもって、これに充てる。ただし、当該額に達するまでの間は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)の定めるところにより繰り入れた額の累計額とする。
  - (1) 基金の目的に沿う寄附金
  - (2) 基金の運用から生ずる収益
- 2 市長は、必要があるときは、予算の定めるところにより、前項各号に掲げる資金の額を基金に追加して繰り入れることができる。
- 3 前項の規定により繰入れが行われたときは、基金の額は、繰り入れた額相当額 増加するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

## 議案第 13号

川口市地域福祉基金条例を廃止する条例 川口市地域福祉基金条例(平成4年条例第14号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

令和6年2月26日提出

議案第 14号

川口市子ども未来創造基金条例

(設置)

第1条 本市における子どもの健やかな成長に資する事業の実施に要する経費の財源に充てるため、川口市子ども未来創造基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 次号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。) で定める額
  - (2) 基金への積立てを指定された寄附金の額 (管理)
- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならい。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

- 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及 び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分)
- 第6条 基金は、子どもの健やかな成長に資する事業の財源に充てる場合に限り、 その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別 に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月26日提出

## 議案第 15号

川口市地球温暖化対策基金条例を廃止する条例 川口市地球温暖化対策基金条例(平成22年条例第1号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

令和6年2月26日提出

## 議案第 16号

川口市都市交通基盤整備基金条例を廃止する条例 川口市都市交通基盤整備基金条例(平成3年条例第16号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

令和6年2月26日提出

## 議案第 17号

川口市西川口駅周辺都市整備基金条例を廃止する条例 川口市西川口駅周辺都市整備基金条例(平成5年条例第16号)は、廃止する。 附 則

この条例は、令和6年3月29日から施行する。

令和6年2月26日提出